# (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2019-84630 (P2019-84630A)

(43) 公開日 令和1年6月6日(2019.6.6)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
B26D	1/30	(2006.01)	B 2 6 D	1/30	503K	3CO21
B26D	7/22	(2006.01)	B 2 6 D	7/22	A	
826D	7/24	(2006 01)	B26D	7/94		

		審査請求	未請求 請求項の数 7 〇L (全 14 頁)
(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2017-215063 (P2017-215063) 平成29年11月7日 (2017.11.7)	(71) 出願人	000001351 コクヨ株式会社 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1 号
		(74) 代理人	100085338 弁理士 赤澤 一博
		(72) 発明者	菅原 英剛 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1 号 コクヨ株式会社内
		Fターム (参	考)3CO21 HAO1

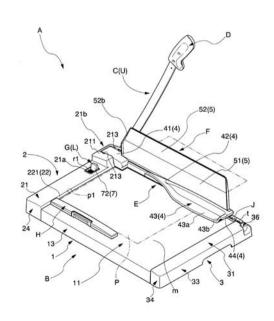
# (54) 【発明の名称】裁断機

# (57)【要約】

【課題】使用者の意思とは無関係に、上刃が下刃に対 して相対回動してしまうことを好適に抑制し得る裁断機 を提供する。

【解決手段】裁断機Aを、用紙Pが配設される上向面 mを有するとともに側端部に下刃」を有したベースBと 、このベースBの下刃」に沿って回動可能に支持された 上刃Cと、上刃Cの少なくとも一方向の回動を禁止し得 る回動禁止機構Gを備えてなるものとしている。そして 、裁断機Aは、回動禁止機構Gを作動させるための操作 手段が、上刃Cから離れた位置に設けられているものと なっている。

# 【選択図】図1



#### 【特許請求の範囲】

#### 【請求項1】

用紙が配設される上向面を有するとともに側端部に下刃を有したベースと、このベースの下刃に沿って回動可能に支持された上刃と、前記上刃の少なくとも一方向の回動を禁止し得る回動禁止機構を備えてなる裁断機であって、

前記回動禁止機構を作動させるための操作手段が、前記上刃から離れた位置に設けられている裁断機。

#### 【請求項2】

前記上刃に隣接配置され前記上向面に配設された用紙を押さえ得るようにベースに対して回動可能に支持された用紙押さえを備えてなるものであり、

前記操作手段が、手指によって操作される操作部材であり、

前記操作部材が、前記上刃との間に前記用紙押さえが介在する位置に設けられている請求項1記載の裁断機。

# 【請求項3】

前記回動禁止機構が、前記上刃が下方に向かって回動するのを禁止し得る請求項2記載の裁断機。

#### 【請求項4】

前記回動禁止機構が、前記操作部材と、この操作部材に取り付けられたピンとを備えたものであり、

前記ピンが前記上刃の下に位置する回動禁止位置と前記ピンが前記上刃の下に位置しない回動許容位置との間でスライド移動可能に構成されたものである請求項3記載の裁断機。

#### 【請求項5】

前記回動禁止機構のピンが、下刃に設けられた貫通孔を通過して、前記上刃の下に突没し得る請求項 4 記載の裁断機。

#### 【請求項6】

前記ベースが、前記上向面を有したベース本体と、このベース本体の後側に配設され前記 用紙の上端縁が当接し得る位置決め面を有した後カバーとを備えてなるものであり、

前記回動禁止機構が、前記後カバー内に配設されている請求項1、2、3、4又は5記載の裁断機。

# 【請求項7】

前 記 操 作 部 材 が 、 操 作 部 材 ベ ー ス と 、 こ の 操 作 部 材 ベ ー ス か ら 突 設 さ れ た 操 作 突 部 と を 備 え た も の で あ り 、

前記操作部材ベースが、前記回動禁止位置にある場合に前記後カバーの窓から表出する第一の表示領域と、前記回動許容位置にある場合に前記後カバーの窓から表出する第二の表示領域とを備えている請求項5記載の裁断機。

【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

### [ 0 0 0 1 ]

本発明は、用紙を裁断するための裁断機に関する。

# 【背景技術】

#### [ 0 0 0 2 ]

従来から、ベースに対して上刃(カッター刃)を回動させることにより、ベース上に配された用紙を上刃と下刃との協働により裁断し得るいわゆる押し切り式の裁断機が知られている。

### [0003]

従来から、押し切り式の裁断機における上刃と下刃とは、両者の相対回動を規制し得る 圧接機構により圧接されている。基本的に裁断機は、圧接機構の作用により使用者が上刃 を直接的に回動操作しない限り、上刃と下刃とが相対的に回動することはないものとなっ ている。

# [ 0 0 0 4 ]

10

20

30

40

一方で、上刃の動作は、通常は圧接機構にのみ依存しているため、例えば、上刃に対して周囲の物品等が衝突し当該上刃に予期しない操作力が及んだような場合や、上刃が過度に摩耗したような場合や、上述した圧接機構に破損や緩みが生じたような場合等には、上刃と下刃とが使用者の意思とは無関係に相対回動してしまうことが考えられる。

【先行技術文献】

【特許文献】

[00005]

【特許文献1】特開2006-321025号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

本発明は、以上のような事情に着目してなされたもので、使用者の意思とは無関係に上刃が下刃に対して相対回動してしまうことを好適に抑制し得る裁断機を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0007]

すなわち、本発明は次の構成をなしている。

[00008]

請求項1に記載の発明は、用紙が配設される上向面を有するとともに側端部に下刃を有したベースと、このベースの下刃に沿って回動可能に支持された上刃と、前記上刃の少なくとも一方向の回動を禁止し得る回動禁止機構を備えてなる裁断機であって、前記回動禁止機構を作動させるための操作手段が、前記上刃から離れた位置に設けられている裁断機である。

[0009]

請求項2に記載の発明は、前記上刃に隣接配置され前記上向面に配設された用紙を押さえ得るようにベースに対して回動可能に支持された用紙押さえを備えてなるものであり、前記操作手段が、手指によって操作される操作部材であり、前記操作部材が、前記上刃との間に前記用紙押さえが介在する位置に設けられている請求項1記載の裁断機である。

[0010]

請求項3に記載の発明は、前記回動禁止機構が、前記上刃が下方に向かって回動するのを禁止し得る請求項2記載の裁断機である。

[0011]

請求項4に記載の発明は、前記回動禁止機構が、前記操作部材と、この操作部材に取り付けられたピンとを備えたものであり、前記ピンが前記上刃の下に位置する回動禁止位置と前記ピンが前記上刃の下に位置しない回動許容位置との間でスライド移動可能に構成されたものである請求項3記載の裁断機である。

[0012]

請求項5に記載の発明は、前記回動禁止機構のピンが、下刃に設けられた貫通孔を通過して、前記上刃の下に突没し得る請求項4記載の裁断機である。

[0013]

請求項6に記載の発明は、前記ベースが、前記上向面を有したベース本体と、このベース本体の後側に配設され前記用紙の上端縁が当接し得る位置決め面を有した後カバーとを備えてなるものであり、前記回動禁止機構が、前記後カバー内に配設されている請求項1、2、3、4又は5記載の裁断機である。

[0014]

請求項7に記載の発明は、前記操作部材が、操作部材ベースと、この操作部材ベースから突設された操作突部とを備えたものであり、前記操作部材ベースが、前記回動禁止位置にある場合に前記後カバーの窓から表出する第一の表示領域と、前記回動許容位置にある場合に前記後カバーの窓から表出する第二の表示領域とを備えている請求項5記載の裁断機である。

10

20

30

40

### 【発明の効果】

# [0015]

以上説明したように本発明によれば、使用者の意思とは無関係に、上刃が下刃に対して相対回動してしまうことを好適に抑制し得る裁断機を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

- [0016]
- 【図1】本発明の一実施形態を示す斜視図。
- 【図2】同実施形態を示す斜視図。
- 【図3】同実施形態を示す右側面図。
- 【図4】同実施形態を示す正面図。
- 【図5】同実施形態を示す平面図。
- 【図6】同実施形態を示す部分拡大斜視図。
- 【図7】同実施形態を示す部分拡大斜視図。
- 【図8】同実施形態を示す斜視図。
- 【図9】同実施形態を示す右側面図。
- 【図10】同実施形態を示す分解斜視図。
- 【図11】同実施形態を示す分解斜視図。
- 【図12】図11におけるX方向矢視図。
- 【図13】図12におけるY-Y線断面図。
- 【図14】図10における Z-Z線断面図。
- 【図15】安全板の取付構造を説明するための説明図。
- 【発明を実施するための形態】
- [0017]

以下、本発明の一実施形態を、図1~15を参照して説明する。

#### [ 0 0 1 8 ]

この実施形態は、本発明を、用紙 P を適宜の大きさに裁断するための裁断機 A に適用したものである。裁断機 A は、ベース B に対して回動可能に支持された上刃 C が、ベース B に設けられた下刃」と協働して、用紙 P を裁断し得るように構成されたいわゆる押し切り式のものである。

[0019]

裁断機Aは、例えば図示しない机等の天板の上に載置されるベースBと、ベースBに対して回動可能に支持された上刃Cと、上刃Cに隣接する位置にベースBに対して回動可能に配された用紙押さえEと、用紙押さえEに着脱可能に立設された安全板Fとを備えている。また、裁断機Aは、使用者の手動により操作され、上位置(U)にある上刃Cが下位置(S)に向かって回動することを禁止し得る回動禁止機構Gが設けられている。

[0020]

以下、裁断機Aの各構成について説明する。

[0021]

ベース B は、裁断するべき用紙 P が配設される上向面 m を有したベース本体 1 と、ベース本体 1 の右側端部に止着された下刃」と、ベース本体 1 の後縁部に沿って配された後カバー 2 と、ベース本体 1 の前縁部に沿って配された前カバー 3 とを備えてなる。

[0022]

ベース本体1は、金属製のものである。すなわち、ベース本体1は、図示しない磁石を有した用紙位置決め用の定規Hが磁力によって吸着し得る材質のものにより構成されている。ベース本体1は、後カバー2と前カバー3との間に、平面視において矩形状をなし上側に表出した上向面mを有している。なお、上向面mは、図10に示すように、裁断機Aを使用していない時などに、用紙押さえEから離脱させた安全板Fを寝かせた状態で載せ置くことができる大きさに設定されている。

[ 0 0 2 3 ]

ベース本体1は、上向面mを有した天壁11と、天壁11における右側の側端縁から延

10

20

30

40

出した右壁12と、天壁11における左側の側端縁から延出した左壁13と、天壁11の前端縁から延出した前壁14と、天壁11の後端縁から延出した後壁15とを備えている

#### [0024]

下刃」は、上刃 C と協働して用紙 P を裁断し得るものである。下刃」は、前後方向に延びてなる平板状をなしている。下刃」は、剛性に優れた金属製のものである。下刃」は、その上端面がベース本体 1 における天壁 1 1 の上向面 m と略面一をなすようにしてベース本体 1 の右側壁 1 2 にねじ v により固定されている。下刃」には、回動禁止機構 G を構成するピン Q が突没し得るように左右方向に延びた貫通孔 a 1 が設けられている。

# [0025]

後カバー2は、合成樹脂製のものである。後カバー2は、ベース本体1の後端部にねじ vにより取り付けられている。後カバー2は、回動禁止機構Gを構成する操作部材7を表 出させるための矩形状の窓21aを有した上壁21と、上壁21の前端縁から垂下させた 内壁22と、上壁21の後端縁から垂下させた外壁23と、上壁21の左端縁から垂下さ せた左側壁24と、外壁23に連続して設けられ上刃Cにおける基端部の右側に位置させ た右側壁25とを備えている。

#### [0026]

後カバー2の上壁21には、用紙押さえEを用紙Pの上面に接した用紙押さえ位置と用紙Pから離れた離間位置との間で回動可能に支持し得る用紙押さえ支持部21bを備えている。用紙押さえ支持部21bは、平面視において略コ字状をなす周壁211b、周壁211の下端に設けられた底壁212とを備えている。周壁211の内面側には、軸受け用の凹部213が設けられている。用紙押さえEの基端部41には、左右方向に突設された軸部41aが設けられている。そして、用紙押さえEの軸部41aは、周壁211に設けられた凹部213に回動可能に係り合うようになっている。

#### [0027]

上壁21に設けられた周壁211には、左右に対をなす係止爪 v1を有した係止部材 Vが設けられている。係止部材 Vは、用紙押さえ Eを所定の位置で係止し得るようになっている。係止部材 Vは、上向コ字状の形状をなしており、用紙押さえ支持部 21 bの底壁 21 2 にねじにより止着されている。

# [0028]

内壁 2 2 は、裁断される用紙 P の上端縁 p 1 を位置決めする用紙位置決め面 2 2 1 を有している。右側壁 2 5 と上壁 2 1 との間には、上刃 C の上下方向の回動を許容し得るスリット s 1 が形成されている。

# [0029]

後カバー2の下面はベース本体1の後壁15に略閉塞されているが、上刃Cの基端部付近はベース本体1とは別体をなす下カバー26によって閉塞されている。

# [0030]

前カバー3は、合成樹脂製のものである。前カバー3は、ベース本体1の前端部に取り付けられている。前カバー3は、上壁31と、上壁31の後端縁から垂下させた内壁32と、上壁31の前縁から垂下させた外壁33と、内壁32及び外壁33の左側の端縁間を繋ぐ右側壁35とを備えている。前カバー3の右側壁35には、上刃Cが下位置(S)にあるときに、上刃Cの上動を禁止する上動ロック爪tが設けられている。上動ロック爪tは、前カバー3の右側壁35から突設されたロック爪支持部36に回動可能に支持されている。そして、上刃Cが下位置(S)にあるときに、上動ロック爪tを回動させると、当該上動ロック爪tが上刃Cの前端部外側に突設された係合凸部c1に係り合うようになっている。

#### [0031]

上刃 C は、ベース B の下刃 J と協働して用紙 P を裁断し得るものである。上刃 C は、前後方向に延びてなる平板状をなしている。上刃 C は、剛性に優れた金属製のものである。 上刃 C は、ベース B の下刃 J に沿って回動可能に支持されている。すなわち、上刃 C の基 10

20

30

40

(6)

端部たる後端部(使用者からみて奥側の端部)は、ベースBに対して回動可能に支持されている。上刃Cは、下刃」との間に用紙Pを配設し得る上位置(U)と、下刃」と略同じ姿勢に横並びする下位置(S)との間で回動可能に構成されている。上刃Cの前端部(使用者からみて手前側の端部)には、使用者が把持し得るグリップDが装着されている。

[0032]

上刃 C は、後カバー 2 内に配された圧接機構wにより、下刃」に対して所定の力で圧接した状態が保持されている。圧接機構wは、一端に上刃 C の外面に当接する上刃当接部w11を有するとともに他端にナット取付用のねじ溝mzを有した支軸w1と、この支軸w1に巻装されたコイルスプリングspと、支軸w1のねじ溝mzに螺合された二種類のナットn1、n2とを備えている。そして、圧接機構wは、支軸w1の上刃当接部w11と二種類のナットn1、n2との間に配されたコイルスプリングspの付勢力を利用して、上刃 C と下刃」とを一定の押圧力で圧接させている。

[0033]

用紙押さえEは、上刃Cに隣接配置されベースBの上向面mに配設された用紙Pを押さえ得るようにベースBに対して回動可能に支持されている。用紙押さえEは、上刃Cに沿ってベースBの前後方向に延びてなる形状をなしている。用紙押さえEは、合成樹脂製の用紙押さえ本体4と、用紙押さえ本体4の下面側に配設された用紙当接パッドKとを備えている。

[0034]

用紙押さえ本体4は、後カバー2の凹部213に係り合う軸部41aを有した基端部41と、基端部41から前側に延出した直線部42と、直線部42の前部から平面視において上刃C及び下刃Jの反対側に延出した内延出部43とを備えている。

[0035]

基端部41は、矩形ブロック状をなしており、その外側面に用紙押さえ支持部21bの 係止爪v1が係わり合う係合凹部41bを備えている。

[0036]

直線部42は、平面視において上刃C及び下刃Jと略平行に延出するものであり、上面に安全板Fを取り付けるための溝状をなす安全板取付部42aが形成されている。安全板取付部42aは、全体として溝状に凹陥した形状をなしている。安全板取付部42aは、溝の底近傍に他方の係合部である複数の凸部42bが前方に向かって突設されている。安全板取付部42aには、凸部42bに離間させて前後方向に延びる位置決め壁42cを備えている。なお、凸部42bと位置決め壁42cとの離間寸法は、安全板Fにおける一方の係合部6に設けられた挿入壁62の厚み寸法と略同じ寸法に設定されている。

[ 0 0 3 7 ]

内延出部43は、用紙押さえ位置においてベースBの上向面mと略平行をなす下延出壁43aと、下延出壁43aの前端から立設された起立壁43bとを備えている。用紙押さえ本体4は、内延出部43と直線部42とによって凹陥した部位を形成している。直線部42及び起立壁43bの前端縁からは前方(手前側)に突出した水平片44が設けられており、使用者が用紙押さえEを操作するときに手指で摘むことができるようになっている

[ 0 0 3 8 ]

< 安全板 F >

安全板Fは、用紙押さえEに対して着脱可能に立設されたものである。安全板Fは合成樹脂製の単一の部材であり、この実施形態では透明又は半透明に設定されている。安全板Fは、ねじ等の安全板Fとは別個独立した止着具を用いることなく用紙押さえEに対して着脱し得るものである。

[0039]

安全板 F は、板状をなす安全板本体 5 と、安全板本体 5 の下端部に設けられ用紙押さえ E に設けられた他方の係合部である安全板取付部 4 2 a に係合し得る一方の係合部 6 を備えている。

10

20

30

40

#### [0040]

つまり、安全板Fは、下端部に設けられた一方の係合部6が、用紙押さえEに設けられた他方の係合部たる安全板取付部42aに係合することにより、安全板Fが用紙押さえEに装着されるものである。この実施形態では、安全板Fを用紙押さえEに対して前方向にスライド移動させることにより、安全板Fに設けた一方の係合部6の凹部61と用紙押さえEに設けた他方の係合部たる安全板取付部42aの凸部42bとが係合し得るものとなっている。一方で、安全板Fを用紙押さえEに対して後方向にスライド移動させることにより、安全板Fに設けた一方の係合部6の凹部61と用紙押さえEに設けた他方の係合部たる安全板取付部42aの凸部42bとの係合状態が解除されるものとなっている。

### [0041]

安全板本体 5 は、側面視において台形状に形成されている。安全板本体 5 は、下部に位置してなる下本体部 5 1 と上部に位置してなる上本体部 5 2 とを備えている。安全板本体 5 の上本体部 5 2 は、上側に向かって漸次前記上刃 C と離れるように傾斜した傾斜面 5 2 a を備えている。また、上本体部 5 2 の側面視における後部には、上刃 C と隣り合ったときに略同じ傾斜角度をなすように設定された傾斜辺 5 2 b が形成されている。

#### [0042]

一方の係合部6は、前方に向かって開放された複数の凹部61と、複数の凹部61に隣接して形成された挿入壁62を備えている。なお、一方の係合部6に係わり合う他方の係合部たる安全板取付部42aは、用紙押さえEに設けられており、後方に向かって突設された複数の凸部42bを備えている。挿入壁62は、用紙押さえEの安全板取付部42aにおける凸部42bと位置決め壁42cとの間に挿入され、安全板Fの用紙押さえEに対する姿勢を維持する役割を担うものとなっている。

#### [ 0 0 4 3 ]

なお、安全板Fの前後方向の寸法は、ベースBの上向面mにおける前後方向の寸法よりも短く設定されている。このため、図10に示すように、安全板Fを用紙押さえEに装着していない不使用状態において、安全板FをベースBの上向面m上に寝かせた状態で載せ置くことができ、紛失を抑制し得るものとなっている。

#### [0044]

### <回動禁止機構G>

回動禁止機構 G は、使用者が用紙 P をベース B 上にセットしている間に、上位置(U)にある上刃 C が動かない(下降しない)ことを使用者の意思に基づく手動操作により設定し得るものである。つまり、回動禁止機構 G は、上刃 C が予期しない動作をすることを規制して使用者の安心に資するものである。

# [0045]

回動禁止機構Gは、上刃Cの一方向の回動、すなわち、上位置(U)にある上刃Cが下位置(S)に向かって回動することを禁止し得るものである。換言すれば、回動禁止機構Gは、上刃Cが下方に向かって回動するのを禁止し得るものである。

#### [0046]

また、この実施形態では、回動禁止機構 G を作動させるための操作手段である操作部材7が、上刃 C から離れた位置に設けられている。すなわち、使用者の手指によって操作される操作部材7が、上刃 C との間に用紙押さえ E が介在する位置に設けられている。

#### [0047]

より具体的に言えば、回動禁止機構Gは、使用者の操作によって、上刃Cの回動を禁止する回動禁止位置(L)と上刃Cの回動を許容する回動許容位置(R)との間で左右方向にスライド移動し得るものである。回動禁止機構Gは、合成樹脂製の操作部材7と、操作部材7に取り付けられた金属製のピンQとを備えたものである。

#### [0048]

操作部材 7 は、操作部材ベース 7 1 と、この操作部材ベース 7 1 から突設された操作突部 7 2 とを備えたものである。回動禁止機構 G は、後カバー 2 内に配設されている。

# [0049]

10

20

30

40

操作部材ベース71は、矩形平板状をなす操作部材ベース本体711と、この操作部材ベース本体711の下面から突設されピンQの一端部を保持するピン支持部712とを備えている。

#### [0050]

操作部材ベース本体 7 1 1 は、回動禁止位置(L)にある場合に後カバー 2 の窓 2 1 a から表出する第一の表示領域 r 1 と、回動許容位置(R)にある場合にカバーの窓 2 1 a から表出する第二の表示領域 r 2 とを備えている。この実施形態では、第一の表示領域 r 1 には使用者の注意力を喚起しやすい配色(例えば赤色や朱色)を表示させている。

#### [0051]

ピンQは、金属製の棒状のものである。ピンQは、その先端部が上刃Cの下に位置する回動禁止位置(L)と、先端部が上刃Cの下に位置しない回動許容位置(R)との間で操作部材7とともにスライド移動可能に構成されたものである。ピンQは、ベース本体1の後壁15に取り付けられたチャンネル状のガイド部材9にスライド移動可能に支持されている。

#### [0052]

この実施形態では、ピンQは、剛性に優れた下刃」に設けられた貫通孔 a 1 を通過して、上刃Cの下に突没し得るようになっている。

# [0053]

なお、回動禁止機構 G は、節度機構 8 により、回動禁止位置( L )と回動許容位置( R )との間で節度停止し得るものとなっている。節度機構 8 は、操作部材ベース本体 7 1 1 の下面に取り付けられ前縁に左右に離間した凹陥部 8 1 a を有した板状の節度係止板 8 1 と、ベース本体 1 に取り付けられ節度係止板 8 1 の凹陥部 8 1 a に弾性係合し得る突起を有した板ばね部材 8 2 とを備えている。

#### [0054]

以上説明したように、本実施形態に係る裁断機Aは、用紙Pが配設される上向面mを有するとともに側端部に下刃」を有したベースBと、このベースBの下刃」に沿って回動可能に支持された上刃Cと、上刃Cの少なくとも一方向の回動すなわち上刃Cが下方」に向かって回動するのを禁止し得る回動禁止機構Gを備えてなる。そして、回動禁止機構Gを作動させるための手指Yによって操作される操作手段である操作部材7が、上刃Cから離れた位置に設けられている。このため、使用者の意思とは無関係に、上刃Cが下刃」に対して相対回動してしまうことを好適に抑制し得る裁断機Aを提供することができるものとなる。

#### [0055]

つまり、回動禁止機構Gの操作部材7が上刃Cから離れた位置に設けられているため、使用者の意思により操作部材7を操作して回動禁止機構Gを作動しやすいものとなる。換言すれば、裁断機Aは、従来から設けられている圧接機構wとは別個独立して、回動禁止機構Gを備えているため、使用者に対して、上刃CがベースBに対して勝手に動いてしまうのではないかという心理的不安を与えにくいものとなっている。

# [0056]

上刃 C に隣接配置され上向面mに配設された用紙 P を押さえ得るようにベース B に対して回動可能に支持された用紙押さえ E を備えてなる。そして、操作部材 7 が、上刃 C との間に用紙押さえ E が介在する位置に設けられている。このため、操作部材 7 が上刃 C から好適に離れた位置に配されたものとなるため、使用者の回動禁止機構 G を認識して操作しやすいものとなる。

# [0057]

回動禁止機構Gが、操作部材7と、この操作部材7に取り付けられたピンQとを備えている。そして、ピンQの一部である先端部分が上刃Cの下に位置する回動禁止位置(L)とピンQが上刃Cの下に位置しない回動許容位置(R)との間でスライド移動可能に構成されたものである。このため、操作部材7のスライド操作によって、比較的簡単に回動禁止機構Gを操作し得るものとなっている。

10

20

30

•

40

#### [0058]

回動禁止機構 G のピン Q が、下刃 J に設けられた貫通孔 a 1 を通過して、上刃 C の下に突没し得るようになっている。このため、ピン Q は強度に優れた下刃 J に支持されたものとなっている。つまり、上刃 C からの過大な力がピン Q に作用した場合でも、ピン Q を支持する下刃 J は強度に優れているため、所期の回動禁止機能を好適に発揮し得るものとなっている。

### [0059]

ベース B が、上向面mを有したベース本体 1 と、ベース本体 1 の後側に配設され用紙 P の上端縁 p 1 が当接し得る位置決め面 2 2 1 を有した後カバー 2 とを備えてなる。そして、回動禁止機構 G が、後カバー 2 内に配設されている。このため、使用者にとって視線が向きやすくわかりやすい後カバー 2 内に、回動禁止機構 G が配設されたものとなっている

10

#### [0060]

操作部材 7 が、操作部材ベース 7 1 と、操作部材ベース 7 1 から突設された操作突部 7 2 とを備えている。そして、操作部材ベース 7 1 が、回動禁止位置(L)にある場合に後カバー 2 の窓 2 1 a から表出する第一の表示領域 r 1 と、回動許容位置(R)にある場合に後カバー 2 の窓 2 1 a から表出する第二の表示領域 r 2 とを備えている。このため、第一の表示領域 r 1 と第二の表示領域 r 2 との外観(配色、文字、図形等)を異ならせることにより、回動禁止機構 G が、回動禁止位置(L)又は回動許容位置(R)のいずれの位置にあるのかを容易に視認させ得るものとなっている。

20

#### [0061]

なお、本発明は、以上に詳述した実施形態に限られるものではない。

#### [0062]

上述した実施形態では、回動禁止機構が上刃における下方向の回動のみを禁止し得るものであったが、このようなものには限定されず、上刃における上方向の回動も禁止し得るものであってもよい。例えば、回動禁止機構のピンが、回動禁止位置において、上刃と下刃の双方に形成された貫通孔内に位置し得るように構成したものであってもよい。

#### [0063]

回動禁止機構は、その操作手段が上刃から離れた位置に設けられていればよく、上述した実施形態に示されたものに限定されるものではない。例えば、回動禁止機構の操作手段が、ベースにおける下刃の反対側の側部に設けられたものであってもよい。

30

# [0064]

上述した実施形態では、回動禁止機構は、ピンの先端部がベース内から突没することにより、上刃の下に位置する回動禁止位置と上刃の下に位置しない回動許容位置とを採り得るものとなっていたが、このようなものには限定されるものではない。

#### [0065]

例えば、回動禁止機構を、ベース本体に回動可能に支持され左右方向に延びる回転部材本体、及び、この回転部材本体に一体に連設され回転部材本体に対して略直交する方向に延び先端を上刃の下に当接させ得る先端規制部と有したものが考えられる。そして、回転部材本体を回転させることにより、先端規制部の先端を上刃の下縁に当接させて所謂「つっかえ棒」的に上刃の下方への回動を禁止し得る規制位置と、先端規制部と上刃とが当接しない非規制位置とを採り得るように構成したものが考えられる。このようなものであっても、所期の目的を達成し得るものとなる。なお、かかる構成のものであれば、上刃に対して一定以上の過大な操作力が作用した場合に部品破損を回避するために先端規制部を規制位置から非規制位置に強制移動させ得ることも可能となる。

40

# [0066]

その他、各部の具体的構成についても上記実施形態に限られるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々変形が可能である。

#### 【符号の説明】

# [0067]

A ... 裁 断 機

B ...ベース

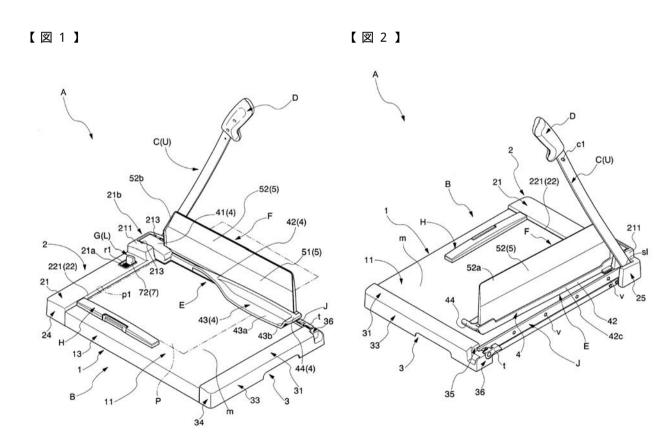
C ... 上 刃

G ... 回動禁止機構

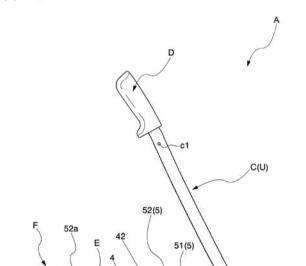
J ... 下刃

P ... 用紙

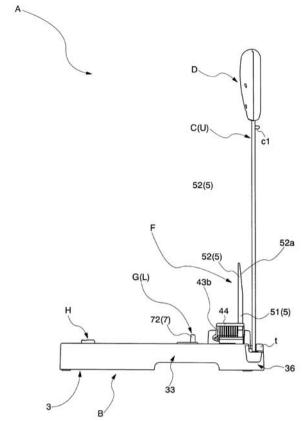
m ... 上向面



# 【図3】

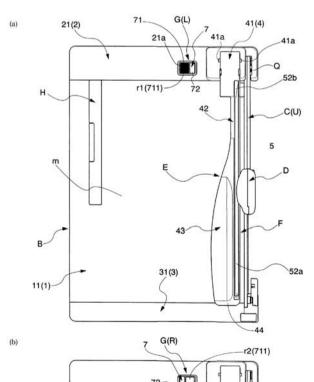


【図4】



【図5】

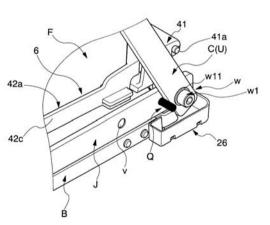
35(3)



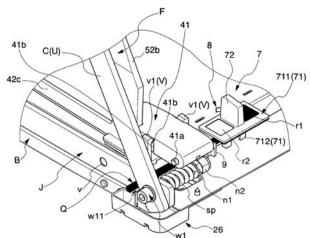
【図6】

211(21)

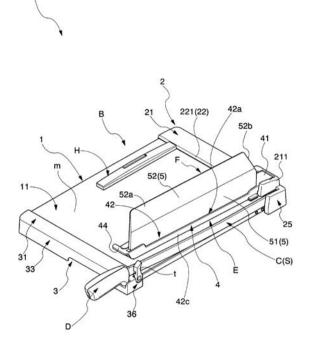
25(2)



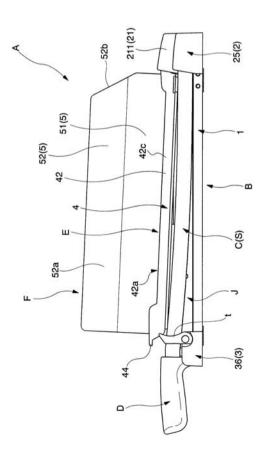
【図7】



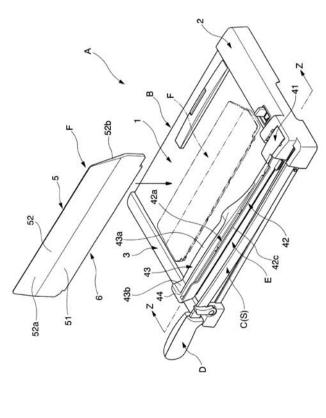
【図8】



【図9】

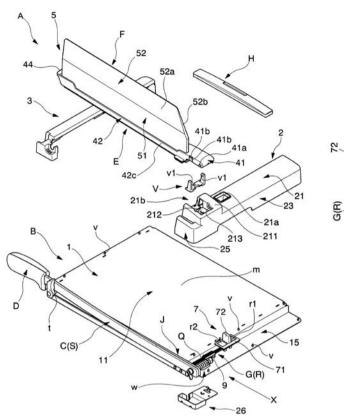


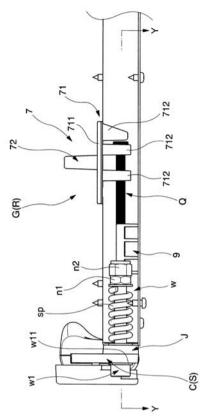
【図10】



【図11】

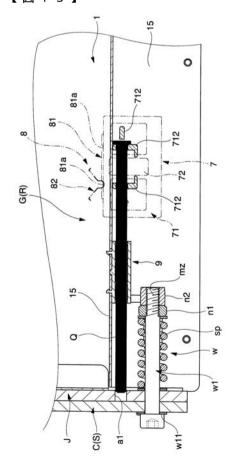


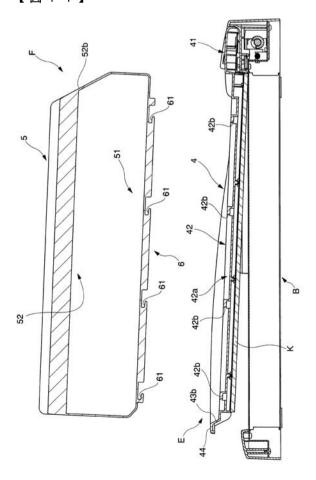




【図13】

【図14】





# 【図15】

